

NPO法人日本高次脳機能障害友の会 オンライン全国大会

高次脳機能障害支援法制定に向けて

神奈川県リハビリテーションセンター
高次脳機能障害相談支援コーディネーター
日本高次脳機能障害友の会顧問

瀧澤 学

現状

●支援の根拠：高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

●事業の位置づけ：都道府県地域生活支援事業（専門性の高い相談支援事業）

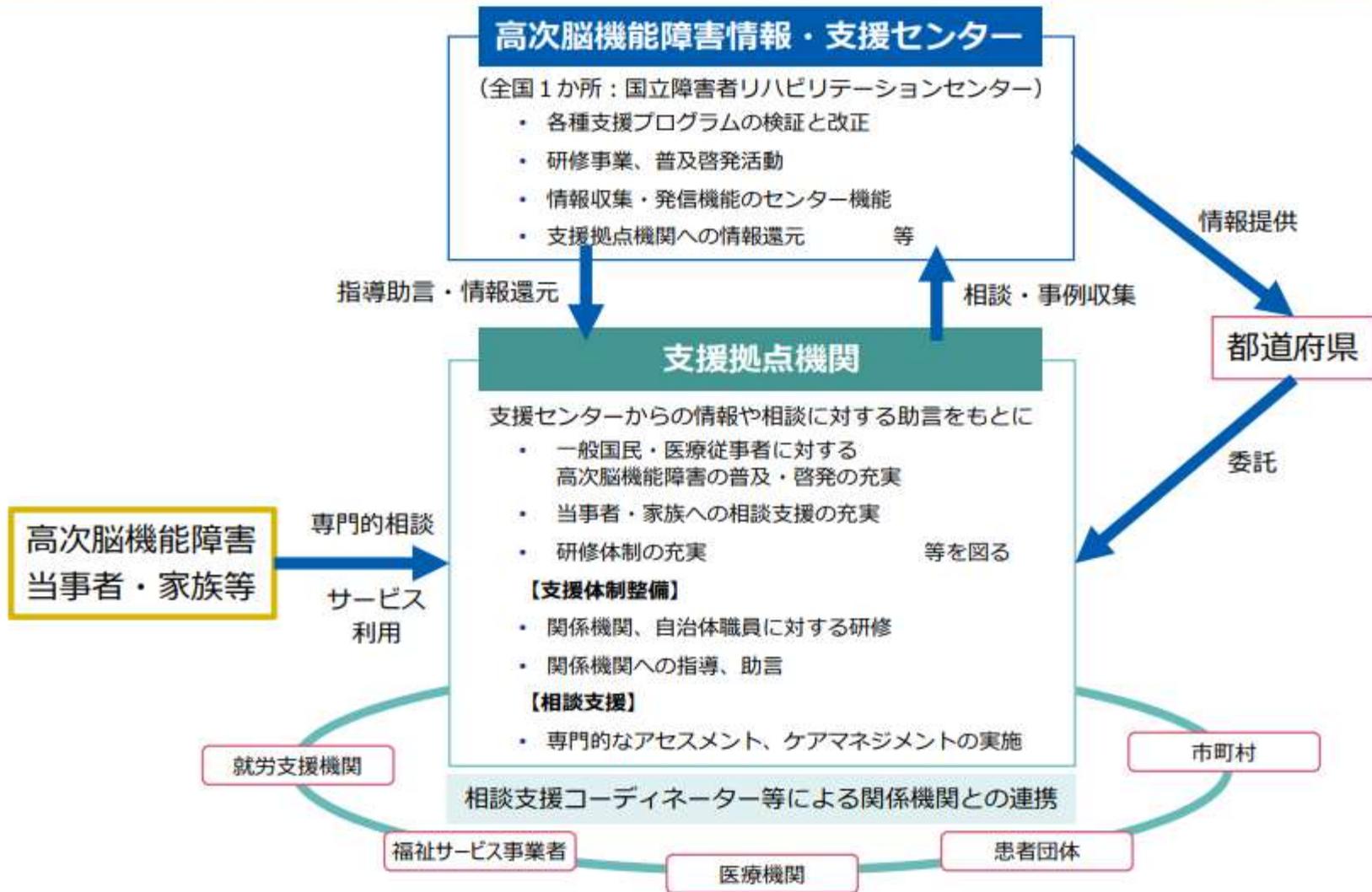
●事業費の負担割合：国50%・都道府県50%

⇒予算規模や人員配置について都道府県間で大きな差異がある

⇒高次脳機能障害がある方の人数：30-50万人（H28生活のしづらさ実態調査では32万7千人）

※発達障害者は48万1千人

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業



高次脳機能障害支援法はどんなもの？

●理念法・基本法（大枠のみ）になると考えられる。

●例：発達障害者支援法（全25条）

【総則】（法の目的・発達障害の定義・基本理念・国及び地方公共団体の責務・国民の責務）

【施策】（早期発見・発達支援・保育・教育・放課後児童健全育成事業の利用・情報共有・就労支援・生活支援・権利擁護・司法手続きにおける配慮・家族支援）

【発達障害者支援センター】（設置・早期発見と発達支援や就労支援・医療/保健/福祉/教育/労働等の連絡調整・身近な地域で必要な支援が受けられる適切な配慮・専門的な医療機関確保・地域協議会の設置）

【補足】（啓発・人材確保・調査研究・大都市特例（指定都市での実施））

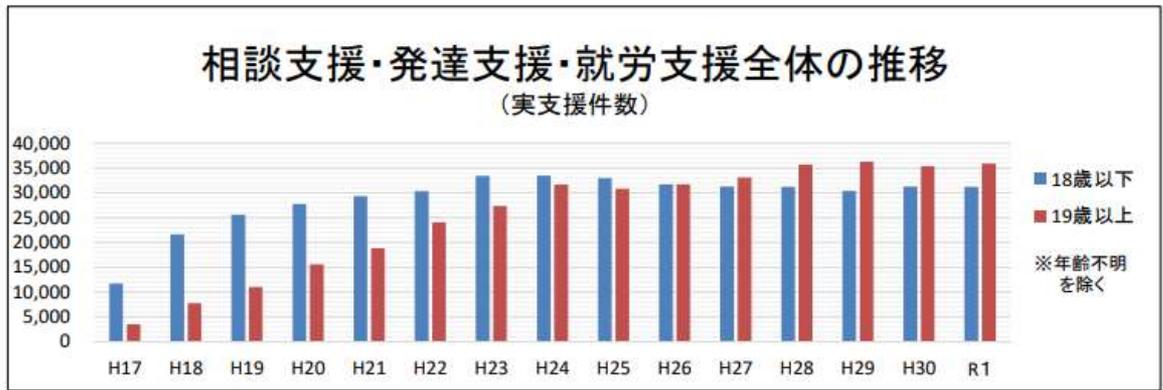
発達障害者支援センター運営事業

厚生労働省

補助

都道府県・指定都市
障害者総合支援法に基づく都道府県地域生活支援事業として実施(必須)

(令和2年4月現在のセンターの設置)
直接実施: 29カ所
委託(社会福祉法人等): 70カ所
※医療法人、地方独立行政法人も可



発達障害者支援センター
(全都道府県、指定都市(67)に設置)

(体制) 職員配置
・管理責任者
・相談支援担当職員
・発達支援担当職員
・就労支援担当職員

都道府県等が別途配置する「発達障害者地域支援マネジャー」と緊密に連携する

- ①相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- ②発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ③就労支援(就労に向けての相談等)

発達障害児者・家族

支援

連携

- ④調整のための会議やコンサルテーション
- ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

関係機関

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、障害児等療育支援事業実施機関、児童発達支援センター、障害児入所施設、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

⑥研修(関係機関、民間団体等への研修)

⑦普及啓発・研修

地域住民、企業

法制化への道のり

- 法制化には立法の必要がある

内閣立法・議員立法

発達障害者支援法(H7)・医療的ケア児支援法 (R3)は
議員立法

- 法制化のためには

国会議員等へのロビー活動⇒議員連盟や議員の会発足
署名活動

メディアからの情報発信

関係省庁の理解

本日の講演内容

1. 「高次脳機能障害支援 現状と課題」

深津 玲子 氏（国立障害者リハビリテーションセンター 顧問）

2. 「高次脳機能障害支援法制定に向けて ～医療の立場から～」

渡邊修氏（東京慈恵会医科大学附属第三病院リハビリテーション科教授
日本高次脳機能障害友の会顧問）

3. 「高次脳機能障害支援法制定に向けて ～支援者の立場から～」

加藤俊宏氏（特定非営利活動法人高次脳機能障害支援「笑い太鼓」
高次脳機能障害愛知県東部支援センター）

4. 「高次脳機能障害者支援法（仮）制定に向けて」

片岡 保憲 氏（特定非営利活動法人日本高次脳機能障害友の会理事長）

5. 「小児の家族会の立場から」

中村 千穂 氏（高次脳機能障害の子供を持つ家族の会 ハイリハキッズ代表
日本高次脳機能障害友の会理事）